

第百九回国参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和六十二年九月十一日(金曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 村上 正邦君
理事 大浜 方栄君
梶原 清君
吉川 博君
赤桐 操君
多田 省吾君

委員

井上 裕君
大河原太一郎君
河本嘉久蔵君
斎藤栄三郎君
斎藤 文夫君
福田 幸弘君
藤野 賢二君
矢野俊比古君
山本 富雄君
志苦 裕君
鈴木 和美君
丸谷 金保君
堀出 啓典君
和田 教美君
近藤 忠孝君
吉岡 吉典君
栗林 卓司君
野末 陳平君

政府委員

大蔵政務次官 藤井 孝男君
大蔵大臣官房審議官 瀧島 義光君

事務局側

参考人

常任委員会専門員 保家 茂彰君

税制調査会会長 小倉 武一君
全国銀行協会連合会会長 神谷 健一君
主婦連合会事務局長 清水 鳩子君
日本大学教授 吉牟田 勲君
立教大学教授 和田 八束君

本日の會議に付した案件
○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、税制調査会会長小倉武一君、全国銀行協会連合会会長神谷健一君、主婦連合会事務局長清水鳩子君、日本大学教授吉牟田勲君、立教大学教授和田八束君、以上五名の方々の御出席をいただいております。この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

御承知のように、税制改革は今日国民の重大な課題であります。今国会の最重要法案でもあります。本案について参考人の方々のそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと存じます。なお、議事の進行上、最初にお一人十分以内で

御意見をお述べいただき、その後委員の質疑にお答えいただく方法を進めてまいりたいと存じます。ので、よろしく御協力をお願いいたします。
陳述いただきます順序は、お手元に配付してあります参考人名簿の記載順でございまして、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○参考人(小倉武一君) 私、最近税制調査会も余り開いておりませんし、税制のこと少し疎遠になつておりますので、ちよつとびんとこないような御意見になるかと思ひますけれども、少しお耳を汚したいと思ひます。

近年と申しますか、さらにさかのばれば戦後四十年の間に産業・就業その他の諸構造の変化があります。また人口構成が非常に高齢化してきていくというところもありまして、さらに高齢化する公算が大であるということもございまして、さらに経済取引の国際化というところで日本の国内だけでは処理しにくい国際関係も考慮しなければならぬというふうな変化にも対応するという必要が生じてまいつております。ところがこういう近年の変化に税制が対応しているかという点必ずしもそうではございません。

他方、税制のひずみなりゆがみがありまして、納税者に重圧感があるあるいは不公平感があるというふうな国民の不満の声も高まっているやに承知しております。こうした近年の社会経済の著しい変化と将来の我が国の経済・財政を考えますと、現行税制につきましても抜本的な見直しをするという点によりましていわれるゆがみ、ひずみあるいは重圧感あるいは不公平感を取り除きまして、国民の理解と信頼に基づく望ましい税制を確立するということが緊要な課題になつておるというふう存する次第であります。

かような見地から昭和六十年度以降、各方面で広く税制改正についての議論が行われました。政府税調におきましても、一年余りの間の慎重かつたび重なる審議の結果といたしまして、昨年十月に「税制の抜本的見直し」という題での答申を政府に出した次第であります。

この答申の趣旨に準じまして通常国会に提出された法案におきましては、いわゆる税制の抜本改正の全体像がほぼ明らかになつておるというふう承知しておりますけれども、御承知のような経緯でもつてこれらは廃案になるといふようなことがございました。そういうことの結果を受けてまして、今回の法律案におきましては早急に手当てをすべき事項に限つて取りまとめ提案されたと、こういうふう存しておりますので、やむを得ない措置ではないかというふうに思ひます。そこで、今回の法律案のうち、幾つかの点につきまして私の所見を申し述べさせていただきます。

まず、所得税の減税について申し述べますと、我が国の経済の中心的な担い手であります中堅所得者層、四十代、五十代のサラリーマンのことでございますが、この中堅所得層は収入が比較的多いといひますものの、他方、教育、住宅などの支出がかさみ、生活に余りゆとりがないということから強い税負担感が表明されております。こうした状況にある中堅サラリーマン層の税負担の軽減を図りまして、税負担の累増感に対する不満を解消していくというためには、現在の累進度の高い税率構造を改めまして、その累進度を緩和していく必要があると、かように思われるわけであります。今回提案されました所得減税法案は、こうした基本的な方向に沿いました時宜を得たものでないかと思つております。

フランスの問題あるいは給与所得者と事業所得者の家計の間の負担の不均衡というように着目しまして、所得の所得に對する配偶者の貢獻という点を念頭に置きまして課税のあり方について検討が加えられ、その結果、今回配偶者特別控除の創設が提案されておられるところは結構なことと存じております。

また、給与所得と事業所得との間の負担の不均衡の問題に對するに、みなし法人課税制度の適正化あるいは総収入金額報告書の提出の要件の見直しといったような整備も図られておるようであります。また、給与所得者につきましては、特定支出控除制度を適用して、申告納税の道を開くというような措置も講じられておりますことも適切な方向であると思ひます。

次は、利子課税制度の改組について申し上げます。

國民の購買力の吸収を目的とした戦時中あるいは資本蓄積が非常に急務であつた戦後の經濟復興期におきましては税制上の貯蓄奨励措置も高い意義を持つておつたといふに存じますが、今や日本が世界一の資本輸出國になつたといふような状況がございまして、こういう状況のもとで貯蓄奨励といった目的で一律的に税制上の配慮を行う必要性は甚だ薄れてゐるものと思ひます。また、國際的にも、我が國の貯蓄率が高いといふようなことを背景といたしまして、この貯蓄優遇制度の税制上の措置を今後も続けるということにつきましては批判も高まつておるのではないかとと思ひます。また、現状では個人の貯蓄残高の七割といったような巨額の利子が課税ベースから外れ、利子所得と給与所得あるいは事業所得との間の負担の不公平をもちたしてゐるということがございまして、その上、事実上高額所得者の方がより多くの受益をしてゐるというような状態でありまして、このような意味におきまして、利子非課税制度につきまして、稼働力の減退した者に対する配慮を行つて、老人・母子家庭等に対する非課税制度に改めるという今回の改正は實質的な公

平にかなうものといふふうに考えております。

今回の税制改正法案におきましては、中堅層を中心とした所得税等の負担の軽減合理化が図られ、他方で利子課税制度の見直しが行われ、現行の非課税貯蓄の利子につきまして税負担が求められまして、増減税が同時に行われることになりまして、このような所得税等の減税及び利子課税制度の見直しを全体として家計の税負担に對してどのような影響を与えるかという点につきましては、さきに大蔵省から試算が提示されております。それによりまして、家計の五分位の各分位、またライフステージの各ステージにおきまして負担が多少とも軽減されることになっております。

ただ、一言蛇足を加えておきます。

大きな税制改正が行われます場合には、まさに古い制度に問題があるからその技術的な手直しが必要となるわけでありまして、その古い制度のもとでのいわば問題を内包している税負担の水準を与えられたものとして、そこからの税負担の増減を論ずるというのはいさや問題があるように思ひます。そのような状況をそのままにしてはいわゆる既得権を擁護するといふ形になつてしまひ、思い切つた税制改革の実現の足を引っ張ることになるのではないかとこのように思ひます。

土地税制につきましても一言触れさせていただきます。

最近の地価の高騰等を背景にしまして土地問題は重要な課題として朝野に論議されておりますが、資産に係る所得に對する課税のあり方という点からも、また、土地の需給関係の適正化という点から見ましても、土地税制の見直しは緊要であると考えております。今回の法案におきましては、超短期重課制度の導入、長短区分の見直しなどが行われまして、ある程度この線に沿つた改正が提案されておられ、速やかに実施に移されることが期待されておるわけでありまして、最後に、若干間接税の問題について申し述べさせていただきます。

税収が特定の税目に過度に偏るという場合には、税負担の公平な配分を妨げますし、國民經濟にも悪影響を及ぼすおそれもございまして、その意味におきまして、税体系全体として所得、消費、資産といったさまざまな側面に對します課税の均衡に配意しつつ、そのあり方について、ときどきの經濟社會の情勢を踏まえながら見直しを行つていく必要があるかと思ひます。今回の法案におきましては間接税につきましても改正はほとんど行われておりませんけれども、今後とも公平、簡素、中立といった要請を踏まえつつ、さきに述べましたような見地から間接税のあり方についても見直しを進めていく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上をもつて私の陳述を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○委員長(村上正邦君) ありがとうございます。次に、神谷参考人にお願ひいたします。

○参考人(神谷健一君) 全國銀行協會連合會の神谷でございます。

大蔵委員會の諸先生方には私も銀行界といひましては常日ごろ大変お世話に相なつておりまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、今後におきましても一層のお引き立てを賜りますよう、この機会をかりましてお願いを申し上げます。本日は、ただいま御審議の行われております税制改正法案につきまして、私どもの業界として關心の強い利子課税制度を中心にして日ごろ考えておりますことを申し述べさせていただきます。

まず、今回改正される利子課税制度におきましては、一律分離課税につきましては、金融に對し中立的な税制であり、民間の預貯金、郵便貯金、金融類似商品等を包含した一律性があつて、かつまた簡素でわかりやすい税制であると評價いたしております。また、老人や母子家庭などにつきましては現在の利子非課税制度がそのまま存置されることと

か、國民の圧倒的多数を占める勤勞者に對しましては財産形成制度の改革とあわせて非課税制度を存続させるなどの配慮がなされ、この点からも國民の皆様に比較的受け入れやすいものとなつてゐるのではないかとと思ひます。

それでは、利子課税制度のあり方につきまして私どもの考えております主要なポイントを申し述べさせていただきます。

まずその第一点は、利子課税制度はそもそも金融に對して中立的なものであつてほしいということとであります。

例えば、現状について申し上げますと、マル優もあり、総合課税もあり、分離課税を選択する者もありまして、それぞれの場合に応じて、源泉徴収率はゼロ、二〇%、そして三五%と三つに分かれておられて、また金融類似商品の果實につきましてもは實際にほとんど税負担が生じないものが少なくありません。

このように税制が金融商品の税引き後の利回りに非常に大きな影響を与えておられて、どの税制が適用されるかによつて金融商品の有利さが大きく変わつてゐる現状にあり、税制の仕組みが金融の姿に結果的に何らかのひずみをもたらしてゐる可能性が大きいのであります。したがひまして、新しい税制はできるだけ金融に對して中立的な税制であるべきだというのが私どもの立場から申上げたいこととあります。

第二点は、民間金融機関の預貯金の利子に関する税制とその執行上の取り扱い、郵便貯金や預貯金以外の金融類似商品を含めて、すべてイコールフッティングであるべきだということとあります。

現行の制度におきましては、郵便貯金は原則として非課税であるのに対して、民間の預貯金は原則として課税でありまして、税務署に一定の範囲で申告したものでなければ非課税にならないのであります。また、税の執行面におきましても、原則非課税でありますために、郵便貯金には源泉徴収義務がなく、原則として税務調査も行われて

にもカバーし切れないというふうな重大な問題が起こってくるのではないかとこのように思っています。

それから、マル優の不正利用があるとか、それからむしろ廃止することによって公平が確保されるという議論とか、マル優制度は不正利用者の税金逃れに悪用されているんだというふうな御議論も確かにございますし、そういうことが全くないとは私も思いませんけれども、しかしマル優制度を廃止したことによってそういうものがどの程度防げるのかというふうなことは大変疑問でございまして、むしろ現行の制度ですら限度管理を徹底するということでは残されていることを思っていますと、ぜひその限度管理の不正利用を是正するということが、マル優廃止をやめて、そしてそこから相当額の増収を図っていただきたいというふうに思っています。

それから、この御提案の中に、利子所得に対する見直しの期間が五年というふうに書いてございますけれども、この五年を経過した場合において」という点ですが、今非常に目まぐるしい経済の変化の時代に五年間はある意味では見直しをしないということ、これは大変に大きな意味を持っています。また、その文章の中に「必要に応じて」という言葉が使われておりますけれども、この「必要に応じて」ということは、どこかの機関が、どういう基準で、どういう手続で判断をするのかということについても非常にあいまいでございまして、五年という期間を見直していただいて、この部分の修正をぜひお願いしたいというふうに思っています。

それから次に、今回の法律案のもう一本の柱の所得税減税についての意見を簡単に申し上げたいと思います。

今、私は、手元に昭和五十二年と六十二年の年収、所得税、所得税負担率、税引き後の所得、そして税引き後の実質所得の五項目についての数字を持っております。それを見ますと、年収三百万、五百万、七百万、一千万のいずれの階層におきま

しても、所得税の負担が収入の伸びをはるかに上回っております。そして、物価調整をいたした後の実質所得の伸びを見ますと全部マイナスでございまして、所得が上がりながら所得税が大幅に引き上がったという中で実質所得が目減りしているということですから、所得税の減税というのは急いでやらなければいけないし、その幅も今のような少額のものではなくて、暮らしの実態から見てもっと大幅に減税をするべきだというふうに私は思っております。特にその中で、最高税率の二〇％引き下げという部分がございまして、これもこれはマル優の廃止と同じように、やはり高額所得者に温かく所得の少ない者に非常に冷たい方法ではないかと思っております。

もう一つ最後に申し上げたいのは、医療費控除の問題でございまして、この足切りを五万円から十万円に引き上げておりますけれども、今高齢化社会の中で国民の大多数は健康に対して非常に大きな不安を持っておりますので、この足切りの五万円を十万円に引き上げるということは金額的にも余りにむちゃくちゃであるし、むしろこれは五万円に据え置いた方がいいというふうに思っています。

最後にお願いしたいのでございますけれども、今回の改正の法律案を見ますと、私たちが当初願っておりました国民の公平な税負担という観点からは非常に遠い、何か緊急避難的な改正に終わっておりまして、これははいけないというふうに思っていますので、ぜひこの後の税制改正につきましましては広く国民の意見を求めているにたいして、そして情報も公開して、国民合意の中で二十一世紀にふさわしい税制の体系をつくっていただきたいというふうに思っています。

○委員長(村上正邦君) ありがとうございます。

次に、吉牟田参事人にお願いたします。

○参事人(吉牟田勲君) 日本大学の吉牟田でございます。

に申し上げたいと思います。

先ほど小倉税制調査会長がお話しになりましたように、今回の税制改正は、六十年以来非常に根本的な検討が行われまして、全体的に人口の高齢化とかソフト産業化あるいは経済・金融の国際化といったことに対応する根本的な改正案として出されたわけでございまして、御承知のような経緯を経まして、通常国会ではその全部が示されていたわけですが、今回はその第一年度というところで全体像が示されない格好で出されているわけでございまして、例えば、所得税の最高税率の五〇％への引き下げとか法人税率の三七・五％への引き下げとかといったことは、国民の勤労意欲や経済の活性化という観点からはこれを明らかに示した方が本当は効果があるように思われますけれども、これは今回の経緯の結果やむを得ないことだと思っております。

そういうことで、今回の改正は基本的改正の第一歩だということに考えてみますと、以下細かい点を少し申し述べますけれども、細かい点につきましては私意見を異にする部分もございまして、全体としては基本的改正の第一歩として今回の改正は妥当なものだと思っておりますし、今回第一歩として改正されることには賛成でございまして、それでは、一つ一つについて意見を申し述べさせていただきます。

まず第一は、所得税法の一部改正についてでございます。

その一番目は、先ほどお話のありました所得税率の改正でございまして、通常国会に出された法案と申しますか、それよりも、その前の法案と出された法案との間でございまして、主として百二十万と二百万円の間でございまして、それまで一〇・五％であったものが出される前の案では一〇％に上がるという問題がございまして、その下の改正と一緒にしますと、実は増税になるということではなかったのですけれども、その階層だけを見ますと若干そこだけが増加するというので問

題にされておりました。けれども、これは今回出された政府の当初案で既に是正され、さらに今回の衆議院の修正では全く問題がない形に修正されて、そういう点では今回の修正後の所得税率の改正は極めて妥当であるというふうに考えております。

それから第二番目には、給与所得者の例の特定支出の控除でございまして、

この実額控除の選択制自体は妥当なことだと思っております。ただ、現在のこの改正法案では五つの費用、通勤費、転居費、研修費、資格取得費、単身赴任者の帰宅旅費といった五項目が実額控除の対象になっております。いろいろ税務行政上の問題もありまして、そのうち三つに絞りたいと思っておりますけれども、この実施の状況を見て、この実額控除の制度が効果があるようにその中身についてはなお将来充実に方向で検討されることを期待したいというふうに考えております。

それから第三番目が、配偶者特別控除の創設でございまして、

先ほど小倉会長は賛成だとおっしゃいましたが、この点につきましては私は少し意見を異にしておりまして、先ほどおっしゃいました共稼ぎと片稼ぎ、それから片稼ぎもアルバイトの片稼ぎと本当の片稼ぎ、それから離婚した後の子連れ片親と申しますか、そういういろいろな課税単位の負担関係ということを考えて、二分二乗の方向で検討された結果をこまごまいかないで今回の特別控除ができたやに伺っておりますけれども、余りこれについては賛成できないというふうな気持ちを持っております。

ただ、この制度の中で非常に私興味を持っておりますのは、いわゆるパニシングエグザンションという、所得がだんだん高くなれば控除額が低くなってなくなっていく、いわば消えていくという所得控除の制度をとっております。これは評価しておりますけれども、この制度は、基礎控除や配偶者控除あるいは扶養控除についても、所得五億や十億の方にはこの控除はなくてもいいという

方向で将来考えていいんじゃないかというふうに思っております。

それから、その次にお話をしたいのは、年金課税の改正でございます。

今回の税制調査会で、年金課税についてはかなり大きいテーマとして、特に高齢化社会の進展に伴いまして公的年金の頭打ちというような問題と絡みまして、自助努力年金というのをどう税制が対処するかあるいは公的年金と私的年金の課税バランスといった点から、かなり力を入れて検討されたと思ひますし、また今回の課税もそれなりにその方向に即していると思ひます。

と申しますのは、今回公的年金等控除という制度が設けられまして、六十五歳以上の者等につきましては従来の給与所得控除等よりも有利になっているわけでございますけれども、そういう点、「公的年金等」というので、何か私の申しました公的年金、私的年金というふうに言った場合に公的年金をやはり優遇したのかというふうにお考えになるかもしれません、よく読んでみますと、「公的年金等」というものの定義につきましては非常に広く書いてあります。例えば、過去の勤務に基づいて使用者であった者から支給される年金というのはいわば普通の企業の自己管理の年金ですが、これも「公的年金等」に入っております。言ってみますと、給付を受け取る段階の課税は公的年金も私的年金も同等の負担に非常に近づいております。先ほど申しましたように、自助努力年金という観点からはこれは非常に望ましい改正だというふうに思っております。ただ、この掛金拠出段階についてのそういう公的年金のバランスといった点からはなおもうちょっと検討の余地があるんじゃないかというふうに考えております。

それから第五番目は、この総収入金額報告書の、先ほど小倉先生のおっしゃいました五千万円超から三千万円超への引き下げですが、これは通則法

の加算税の税率の五%引き下げ等と一緒になりまして、やはり何と申しますか、ちゃんと申告書を出し所得を把握するという方向での妥当な改正であらうというふうに考えております。

それから次が、かなり今までお話が出ました非課税利子、マル優の改正の問題でございます。これはもう皆さんかなりお話しになりましたので、私は学者でなぜそれに賛成かという意味で、この改正に賛成の私の考える理由というものを少しだけお話ししておきます。

個人貯蓄の残高が四百兆に達するというふうに言われておりますし、それから実は今余り考えておられないようにすけれども年金や保険や共済の保険料積立金の予定利子という本来利子に当たるものがございまして、こういうものを加えて考えますと、国民の所得のうちに占めるそういう利子所得のウェイトというのは非常に大きくなっております。勤労性所得の給与所得に対する課税とのバランスという点から考えましても、この利子所得に幾分か負担を求めるといことは考えざるを得ないんじゃないかというふうに思ひます。

ただ、私も、理想はやはり総合所得課税ということで、利子所得も分離で終わらせることがいいのかという点につきましては総合所得にやはり持つていくべきだというふうに考えております。そういうことからいいますと、グリーンカードの問題等も、短時日に二カ月や三カ月でこれを片づけてどうこうするというのは不可能な話と思ひますが、なお長期をかけて総合所得課税という方向で検討を行う必要があるんじゃないかというふう

に考えております。

それから第七番目が、有価証券の譲渡所得課税の関係でございます。

恐らく政令改正でこの細かい点が改正されるのだと思ひますけれども、そういう有価証券の譲渡所得課税につきましては、コンピュータの進歩等に伴いまして、証券売買の把握についてさらにもう一歩検討を期待したいというふうに思っております。

以上が所得税で、次が法人税の改正でございますが、実は法人税の改正は、先ほども申しましたように、今回の改正にはほとんど入っていないわけでございます。むしろ、わずかに所得税と一緒に改正されております公益信託の税制改正が改正法案に入っております。

公益信託の税制改正は、私はかなりそれは評価しております。公益法人の現在のいろいろのことに對する税制措置は事務所や常勤職員等を必要としないうような研究助成の基金等につきまして十分公益信託の方が効率的に行えるというふうに考えますので、今後とも公益信託については公益法人と同等の税制措置を、もちろん各官庁も厳正な監督を行つて、事故が、公益法人で問題になるようなことが起こらないようにする必要はあらうかと思ひますが、そういうふうに考えております。

なお、先ほどの法人税率の三七・五%への引き下げは、アメリカの法人税率が三四%、イギリスが三五%というふうな状況になることを考えますと、やはり国際化、国際競争という観点から考えざるを得ないんじゃないかというふうに思ひます。

それから、有価証券取引税の一部改正が行われておりますが、このこと自体は現下の必要に應じた改正だと思ひますけれども、先ほど申しました有価証券の譲渡所得課税の進展に應じましては、またもう一回有価証券取引税については根本的にそれとの関係で改正検討が必要ではなからうかというふうに考えております。

それから、租税特別措置法の改正の関係は、一つは利子課税の問題ですが、これは先ほど大体意見を申しましたので、もう一つの土地税制改正についてお話しをして終わりたいと思ひます。

土地税制改正については、超短期の特別重課あるいは長期の十年から五年への短縮という改正が行われておりますが、前者につきましては私はかなりこれは意味がある改正だと思ひますが、後者についてはそれほど余り意味があるように思ひにくく考えております。

本来、現在起こっております土地の高騰に對する税制につきましては、やはり現行税制の中の事業用資産の買いかえあるいは居住用資産の買いかえという制度に非常に問題があるように思ひます。現在国土庁等から案が出されているようですけれども、私見ておりまして一番の問題は、総額を全部使ってしまったら全く税金がかからないというところに問題がありまして、しかも事業用資産については取得面積が五倍以内とか地域が限られるということがあるために限られた地域の限られた面積に全部の金を使うという関係、あるいは居住用については地域や金額は限られておりませんけれどもやはり金額を使うという傾向を来しておりますので、全額を使って課税になるということをチェックするためには、恐らく単位当たり、例えば三・三平米当たりの金額とかあるいは両方を通じて総額的な制限とか、そういうことをやはり改正の際には考えるべきではなからうかと思ひます。

なお、これに関しましては、相続税の改正も非常に重要だと思ひまして、次回の改正の際には現在の基礎控除の改正あるいは二百平米までの居住用の七割評価という問題につきまして御検討いただきたいというふうに考えております。

以上いろいろお話ししましたが、今回の改正、全体としては現段階では妥当だというふうに考えております。

大変貴重な時間ありがとうございました。

○委員長(村上正邦君) ありがとうございます。次に、和田参考人をお願いいたします。

○参考人(和田八東君) 立教大学の和田でございます。

時間の関係もございまして、私は、税率の問題と、それからいわゆるマル優といひますか利子課税の問題と、それから土地税制の三点について意見を申し上げたいと思ひます。

所得税の税率につきましては、税率構造の点で現行十五段階という税率構造を十二段階に改められるという形になっております。当初のいわゆる

抜本改正の方では六段階に六十三年度からするというふうなことがあつたわけですが、それと比べて、いわゆるフラット化という点からいいますと、現行に近いような形になっておりますが、法定税率の最高所得が現行では八千万円超七〇〇万円超の五千五百円超六〇〇万円超というふうな高のところがかなり緩和されているというふうなことであります。それから最低税率も百五十万円以下一〇・五％というふうな修正案が出されているというふうな形を見ますと、現行とはやや趣を異にするものになっております。けれども、なぜこのような税率構造にするのかということが必ずしも明らかではないわけでありまして、

それで、結果的に減税になるわけですから減税になるという点ではよいわけですが、けれども、なぜそのような税率構造なのかということにつきましては、税制調査会の答申その他諸般の説明を聞きますと、どうも、第一点としては税負担の累増感を緩和するということであり、もう一つは最高税率につきましても勤労意欲等の問題がある、こういうふうな理由が挙げられているわけですが、けれども、御承知のように法定税率が段階的にかなり細かく、あるいは最高税率が高くて実際に所得に対する税率、これを実効税率というふうに言いますと、そのような数値をとってみますと、課税最低限の水準というものが関係をいたしまして実際にどのような形をとりましても累進税率という形をとるわけでありまして、税率が単純化し一本化すれば生涯を通じて一つの税負担で済むというふうな、幾分通俗的といえますが、そういうことでいいますと何か誤解があるような向きがございます。税率の問題については必ずしも正確な認識というものが専門家あるいは国民の間にはないわけでありまして、この辺の税率構造についてはもう少し検討すべき問題があるというふうな考えをしております。

なお、勤労意欲等の問題につきましては、これは必ずしも実証されているわけではございません。日本人は、常日ごろ働きバチで働き過ぎである

というふうな言われておられて、累増感の高い税金のもとでもなお勤労意欲を持っているわけでありまして、この辺の問題につきましても十分な証明というものはないように思ひます。

減税になるということはよいわけですが、でも、そういう税率構造について幾分誤解があるのではないかと、それから所得の増大というものがどんどん進んでいる状況からいいますと、やはり最高税率につきましてもブラケットの方を八千万円から五千万円に引き下げるといふのはむしろ逆でありまして、一億円とか二億円とかいうふうなブラケットを設けるということの方が合理的ではなからうかというふうに私は考えております。

それから二番目に、少額貯蓄非課税制度を含む利子課税制度の改正でありますけれども、これにつきましても、結論からいいますと私は賛成ではないわけでありまして、これもなぜ今回そのような形で利子課税制度が改正されるのかという理由が必ずしも明らかではないわけでありまして、

言われております点を聞きますと大体三つぐらゐあるわけですが、第一には、高額貯蓄者の不正利用を排除するという点で税の公平化を進めるといふ観点があります。それから第二番目には、国際的な問題もあるわけですが、貯蓄を抑制するというふうな目的があるわけでありまして、それから第三番目には、非常に直接的なものでありますけれども、減税財源を目的とするということがあるわけでありまして、

しかしながら、不正利用ということになりますとこれは確かに不正利用があるわけでありましてけれども、不正利用を排除し公平化を進めるといふ点でいいますと、一律にといいますか、少額貯蓄までも全体に課税を行つて、そして一律分離課税というふうな方式にすることだけが唯一の道ではないわけでありまして、既に過去においてグリーンカード制というふうな提案もありましたし、それからその次には限度管理の徹底というふうなこともまだ緒についたばかりというふうなことであり

ります。従来は税制調査会の議論なども総合課税の徹底という方向で議論が進められ、その方策を模索してきたところでありまして、一部の不正利用のもとに零細な貯蓄者のマル優までも一斉に二〇％の課税をするというのには余りにも行き過ぎではないかというふうに思ひます。

もちろん、この間には少額貯蓄非課税制度自体の行き過ぎというものもあるわけでありまして、これは限度額五十万円というものが百万円になり百五十万円というふうな三段跳びにどんどん拡大してきたというふうな過去のいきさつであります。それからいよいよマル優の特典をつくるのか、それから一店舗制限の廃止とかそういうふうなことをどんどんやってきたわけでありまして、そのツケが回つたといふことは言えるわけでありまして、その点でいいますとこのマル優制度自体の縮小とかいうふうなことも考えられるわけでありまして、例えば郵便貯金に限定するとかいうふうなもの一つの場合でありますし、あるいはマル優だけ廃止するといふふうなこともあるわけでありまして、これを全部廃止するといふのは余りにも行き過ぎではないかというふうに思ひます。

また貯蓄の抑制に資するということでありまして、けれども、従来、これは税制調査会などの伝統的な見解をいたしまして、貯蓄水準と税制とは関係ないといふのが定説になっていたわけでありまして、定説といふか、これもはつきりしない面が多々あるわけでありまして、むしろ日本人の心情的にいいますと、利子に課税されればなお元本を拡大するといふふうな意欲が働いて貯蓄に邁進するといふふうな結果が出てきて、貯蓄抑制には逆効果といふこともあり得るのではないかと、このこととからいいますと、マル優しか減税財源がないのかといふことで多大の疑問を持たざるを得ないわけでありまして、

それから三番目の問題でありますけれども、土地税制につきましても、従来の長、短期の区分と

いうものを十年から五年というところに変更し、それから二年間の超短期重課というものを新設するといふふうな形がとられております。長、短期の区分の変更というのは供給を増加させるということでありまして、それから二年間の超短期重課を新設するといふのはいわゆる投機的な土地売買を抑制するということにならうかと思ひますけれども、二年間の超短期重課を重課するといふ点につきましても、これは形式的といひますか制度的には上積み税率になりますので相当効果がありそうでありまして、果たしてどこまで今後実効性があるかということにつきましては樂觀を許さないといふふうに考えます。

それから、保有期間十年を五年に短縮するといふことにつきましても、かつて五年、十年のその間の長期保有者の土地譲渡益というものの対する課税を軽減するといふ結果は生じるものの、果たして供給増にそれがつながり地価抑制になるかどうかといふことにつきましても、これも昭和四十四年以降の土地税制の歴史を見ても期待どおりにいくといふふうには考えられないわけでありまして、むしろ土地譲渡益というもののに対する優遇策になるのではなからうかという危機感を持つわけでありまして、むしろ、土地の保有につきましてもコストが非常に安い、小さいという現状からいいますと、土地保有課税を強化するといふ方向で、例えば最近提案されております土地財産税でありますとかあるいは含み資産課税といふふうなものを徹底することによって土地の保有コストを引き上げるといふことが現在の地価に対する社会的公正という観点から妥当ではなからうか、こういうふうな考えをしております。なお今後この土地税制については技術的な改正を期待するものであります。

以上私の意見として申し上げました。失礼しました。
○委員長(村上正邦君) ありがとうございます。それでは、これより参考人に対する質疑に入り

ます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○赤桐操君 私、まず小倉税調会長にお伺いしたいと思いますが、税調がかつて答申を出された中で、利子課税方式として四つの案を提起されております。その中で出されておられるのは総合課税方式、それから確定申告不要制度の併置、低率分離課税、一律分離課税と四つ提案されておられるわけでありまして。この中で、一律分離課税というのは簡素であり大変中立的であるけれども不公平である、こういうような意味合いのことが述べられておられるのであります。

したがって、私どもの考え方からするならば、少なくとも公平、公正の問題が今日税制全体を貫いている大きな問題である以上は、しかも公平、公正を第一目標として考えるならば、総合課税を税調としては追求されるべきであると思ひます。そして、そういう立場からするならば、今回の税のあり方、提案については、これについて会長のお述べになられたような考え方というものは出てこないんじゃないだろうか、こういうふうには私は今伺っておつたのであります。この点はいかがなものでございましょうか。

○参考人(小倉武一君) 利子課税の問題につきましましては、今御質問の中にもございまして、ここ数年の間に政府の税制調査会としては大分考へ方が変わつてまいりまして、私は最初から関係してございまして、自分自身ちよつと精神状態がつかしくなつたんじゃないかというふうな氣もしいないこともないわけではあります。

最初とはとにかく総合課税ということでグリーンカードということだつたわけですが、それがうまうまいきまへんで、今や、今度は定率といひますか一律分離課税というふうなことになるので、百八十五度変わつておられるわけでありまして、あれもよいこれもよいとみんな一々合理化するわけにもなかなかまいりませんけれども、やはりちよつと時代が変わつてきたということがあると思ひます。

一つは、金融資産というものが非常にウエートを高くしてまいつてきた。そこで、ウエートが少くない場合にはそれは納税者番号でもいいわけでしょうけれども、グリーンカードというふうなことで把握するというところで何とかやっていたいけそうに思つて総合所得課税という中に利子を入れるということが成り立つたんだと思ひます。もう一つは、金融資産と所得税との関係につきまして、金融資産としての特殊性から一律課税がよろしいんだ、これはマル優の話とは別に金融資産自体の利子課税として一律課税がよろしいんだという考へ方が税制調査会の中にも相当強くなつてまいつたということがございまして。

それから、ちよつとこれは話がそれますけれども、背景としてちよつと申し述べますというところ、所得課税に対して支出課税、支出税という考へ方がございまして。数年前まではそういうことを唱へる人は税制調査会の中にはいなかったんですけれども、所得税にかえて、一生に費やす支出ということを中心にして、税金を所得じゃなくて支出に賦課するということがいふんではないかという説があるんだそうです。日本の学者の中にも特に若い先生方にはそういう説がございまして、そういう説からいいますと、利子に課税するということ自体がそもそもおかしいということになりかねないわけではあります。そういうふうなこともございまして、利子につきまして総合課税が当然であるというふうには必ずしも税制調査会の中でもないかなつてきたわけではあります。この数年の間にございまして、そういう変化がございまして。

それからまた、一つの問題として、他方、マル優あるいは郵貯の問題がございまして、これをどう処理するかということがやはり同時に考えられなければならぬというわけで、これも限度管理をきちんとする、これもグリーンカードと関係がございまして、あるいはグリーンカードがなくなつてもできれば管理を厳密にするということによつてマル優

は残しておくという考へ方がございましたけれども、一方、利子全体についての考へ方とマル優の考へ方が一緒になりまして、利子につきましては一定の率でもって分離課税をしていくということの方が妥当ではないだろうかというふうな意見がだんだんと多くなつてまいりまして、結果的にはそういうふうなことで必ずしも全会一致というわけでもございませぬけれども、そういう方向で処理すれば利子課税とマル優の取り扱いあるいは郵貯の取り扱いが一元的に処理できるということであつたかと思ひます。

以上のようなことでございまして、御了承を賜りたいと思ひます。

○赤桐操君 和田先生にお伺いしたいと思ひますが、時間の短い中でお話でございまして、私もまだお伺いしたい点がたくさんございまして、私はかねがね思つておられるので、土地と地というものが商品である以上はこれはやはり抑制には限界があるんじゃないか、こう実は考へておりました。

そういう中で、税制というもので盛んに今地価の抑制を図らうとしておりますけれども、税制という角度の中で今の地価抑制というものはどの程度まで効を上げることができの、いわゆる土地の価格抑制というものの総合的な対策でもつとほかに必要なものがあるのではないだろうか、条件を整えなければならぬ問題がほかにまだ全体としてあるのではないか、こう思つておりますが、まずこの点をひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

また同時に、そういう全体の中でもしお考えいただけるのであれば、税制というものはその中でどの程度までの役割を果たすことができるのか、この二点について伺いたいと思ひます。

○参考人(和田八束君) 御質問の点でございまして、東京を中心とする一部で地価が異常な上昇になつておりましたという問題になつておられるわけですが、いわゆる土地税制につきましましては既に昭和四十年代からいろいろな制度的なものが

設けられております。税制調査会の答申書などを拝見いたしました。税制の土地問題に対する役割というものは、何と申しますか、補完的なものである、間接的なものといひますが、そうしたものであつて効果がなないというのではないわけですが、税制だけで地価の抑制に効果があるというふうには考へられないというふうな趣旨のことが書いてありますけれども、私も大体おむねそういうふうな意見でございまして。

従来の土地税制といひますと、地価が上昇するのは需要と供給の関係である、供給をふやせばいいんだという何か一般商品と類似的な考へ方で、供給をふやすということとこの土地でもいいからどんどん売つてくれれば全体として下がるというふうな誤解を持つておられるように考へるわけでありまして。土地というのは、そのように東京の都心部で地価が上がつたから東京の郊外でどんどん農地を宅地として供給すれば中央部の地価が下がる、こういうふうなものではないわけでありまして、それぞれ個別的な目的を持って土地というものはやはり利用されておられますので、一般商品のような需給関係にないわけでありまして、ただ譲渡課税を緩和して供給をふやすというふうなことだけではやはりうまうまいかないことが過去の二十年ぐらゐの歴史の中で非常にはつきりしたんじゃないかと思ひます。

その一方で、もう一つの土地に対する税制の役割として重要な、土地利得に対する社会的公正を期する税制の面をとかく忘れがちになつておられるのではないかと、いふふうな印象を強く持つわけでありまして。やはり税制の役割というものは、単に地価抑制というふうなことだけではなくて、土地をめぐるさまざまな社会的公正を是正するということにあるのではないかと思ひます。

その点でいひますと、現行の土地税制といひますのはかなり不十分なところがあるわけでありまして、これだけやはり土地を保有しているというところによる利益、それから土地を譲渡、売買するところによる利得があらわれていてさまざまな

社会的な問題が生じてきているというものに対して、もっと税制として明確な制度的な対応をすべきではなからうか、こういうふうに考えているわけですが。

その点で言いますと、先ほども少し申し上げましたような土地保有といいますが、そちらの面での課税の強化というものを考える必要があるのではないかと。具体的には、財産税といいますが、これは含み資産課税といいますが、いろいろな形があると思うんですけれども、そちらの方で考える必要があるのではないかと、こういうふうに考えるわけでありまして。

○志吉裕君 社会党の志吉です。どうも御苦勞さまで。

最初に、神谷参考人にちよつとお伺いしたいんですが、このマル優廃止、一律分離課税について二つの観点から伺ってみたいんですが、一つは、資金シフトがどうなるだろうかと、二つ目は、果たして公平目的にかなうかどうか、この二つの観点でちよつとお伺いしたいと思うんです。

資産の選択は大変自由で容易ですから、利子所得をほかの資産性所得に転換することができまが、結局は、ぐるぐる回つても、キャピタルゲイン課税をどうするかという問題に突き当たるんですが、今の税制ではそのところはなかなか押さえがきかぬことになっていきますから、結局、この形態に転換すれば課税を回避することができるといふことになっていきますね。こつちは税金を取られるから嫌だといふことになれば、そつちの方に回つて、回避できる。したがって、そちらの方への資金シフトが考えられるんですけれども、一体どんなものだろう。

先ほど清水参考人からちよつとそれに触れたお話がありました。仮にそうだった場合に、所得階層間の資産蓄積あるいは日本経済にどんな影響が出るだろうかと、ひとつ簡単に結構です。

○参考人(神谷健一君) お答えします。

きましては、銀行の預貯金並びに郵貯、それから一時払い養老保険等いろいろな金融資産につきまして、すべて一律に二〇〇の分離課税ということになりまして、各金融資産の間がイコールフットディングになったという点は私は大きな前進であると思つております。

〔委員長退席、理事梶原清君着席〕

そういう意味で、税制上から今回の改正で大きく資金シフトが起きるといふことはまずないんではないかというのが私の判断でございます。それからまた、今も申し上げた預貯金以外の株式とか金とかそういうものに対するシフトの問題、というものがこれはあるとは思いますが、けれどももともと株式とか金というのは預貯金とは本来違つてむしろ投資の対象といふことで元本の保証のないものでございまして、そういう株を買ひたいという面がございまして、そういう株を買ひたいという面がございまして、預貯金に對するビヘービアとはやや違ふ観点があると思ひます。そういう意味で、この一律課税があつたからといって株や金に對して金融資産が大きくシフトするといふことも余りないんじゃないかといふのが私の考えでございます。

○志吉裕君 資産の分散といふのがありますから、株にしたり貯金にしたりといふ。それはあるでしようが、しかし容易に考えられますのは、仮に株なら株への資金シフトがあるとすれば、そういうふうな転換をできるのはたくさん持つてゐる人でありまして、大口は、税金を取られるから嫌だといふので売りたいといふてもうけても損をしない株の方へいこうかといふて、転換がききます。小口はそれはほんのじやありませんから、転換もきかない。こつちがまゐりますと、結局、課税を逃れるのは大口といふことで、そういう不公平が生ずる。利子課税はいろいろあるが結果的に見て公平なんだといふのが政府の言ひ分なんです。が、大口がやつぱり税金のかからぬところへ逃げていくといふことが起きるとすれば、これはその言ひ分とは別に、不公平を拡大するといふことになる。

なる。私は、所得の低い者は貯蓄目的が利得というよりは老後の不安等でしょうから余り資金シフトは起きぬのじやないか、大口は気楽に起るんじやないかといふ意味で、逆に不公平の拡大にならないかといふ懸念を持つてますが、その点、税調会長どうでしょう。

○参考人(小倉武一君) お話のように、小額貯蓄者と大口と比較すれば、大口の方が程度少額貯蓄者に比べて運用の自由といふ点で弾力性といふ点があるといふことはこれは事実だと思ひます。そちらの方の専門じやありませんが、当然そうだろうと思ひます。

○志吉裕君 それから、会長、もう一つ済みませんが、利子非課税制度は多少の違いはありますが、けれども大体どこの国にもあるといふんですが、とりわけ日本のそれが国際批判の対象になるのはなぜだろうかといふことですね。

本委員会でもその辺やとりをしておるんですが、官澤大蔵大臣は、例えばアメリカの住宅ローン利子控除制度を引き合いに出してみても、一方は消費の助長だし一方は貯蓄の助長だ、この辺の違いからくるのかなといふふうな見解を述べられてますが、物事の裏表を言つてゐるにすぎないんであつて中身は同じことだといふ感じもしないわけではな。

で、貯蓄一般の非課税がだめで特定目的のためなら合理性があるとか、仮にそういうのであれば、例えば、財形なんかで貯蓄利子非課税が問題になるのなら、逆に積み立ての方の所得から控除すれば、そちらで代替すれば効果は同じですから、そちらの方がいいといふことにもなるわけで、一定の目的、特定の目的ならば合理性があるといふふうには会長はお考えでしょう。利子は、それはいかなる場合でも合理性はない、世の中変わったんだといふ先ほどお話ありましたが、そのように御理解なさつていただけますか。

○参考人(小倉武一君) 一般論といひましては、税制上特に税を減免するといふような場合は、お話をうに特定の政策目的がある場合といふこと

になると思ひます。

で、そういう考え方を利子に当てはめます場合にどうかといふことになるわけですが、一般論として、今まで、政策的にそういう例外を税制上つくつて税の減免をするといふのはできるだけやめよう、できるだけ整理していこう、また新しくそういう制度はとるまいといふのが税制調査会の従来からの考え方でありまして、したがひまして、お話のようなことは考え得られませんが、よほど特別な場合に恐らく限定されての上でのお話と思ひますけれども、それは少し具体的に検討をしなければならぬことになりまして、一般論として申し上げれば、利子に限りませんが、税制上の減免措置は特別の政策的理由があるといふ場合に非常に限定的に考へていく、フィクションのものはできるだけ整理していくといふ建前になつておるもので、その点は利子についてと同じかと思ひます。しかし、利子といふのは所得源としては非常に広範な預貯金等がもたらせておられますので、そういうものについて特に例外をつくるといふことは非常に難しからう、特定の目的のいたしましても難しからうといふふうには存じます。

○志吉裕君 ちよつと清水参考人ね、先ほど私は、資金シフトが起きて大口は税金のかからぬほかの商品に逃げていくけれども、小口はそこにとまつていてもう税金の対象になるだろうといふ想定を述べたんですが、それは、少額所得者の場合には、利得といふよりは老後の不安とかそういうふうなもの、蓄えるわけですから、そういうことに着目をする、利子課税問題はいろいろ甲論乙駁ありますが、ぎりぎり百歩を譲つて、じやそういう意味合いを持つてゐる低額所得者の分はその廃止対象から外そうかと、そういう案についてはどういふふうにお考えでしょう。

○参考人(清水鳩子君) もともと大多数の国民の持つておられます貯金といふのは、先生おっしゃる通りに、老後の不安ですとか子供の教育とか住む家をいつの日か購入したいとかいふふうな、ある

意味では社会保障的な意味を持つてゐるわけなんです。ですから、利殖を考えた上での貯蓄でないといふことは貯蓄増進委員会の貯蓄の目的のところにも出てゐるんですけれども、

(理事 梶原清君退席、委員長着席)

今は公定歩合の引き下げとか金利の引き下げとかいうことで持つてゐるお金が先行きどんどんどん減るんじゃないかという物すごい心配があるわけですね。ですから、以前のように少しなりとも利率が上がっていくというふうな時代ですとそんなこともなかったんですけれども、どうも最近では少しも有利な方へ、少しでも有利な方へといふことで、非常に危険な落とし穴のところに誘ひ込まれてゐるのは、財産にゆとりがある人じゃなくて、ぎりぎり生活してゐる人が被害者になつてゐるんですね。そういうことは利子課税のマル優制度を存続することで解決できるのかどうかといふのは非常に難しいと思ひますけれども、正直、具体的に今まで税金がかからなかつたものが今度かかるんだといふことになつたときのその人たちの不安といふものは、私は予想する以上に大きいんじゃないかと思ひます。特に昔のように金融窓口というのが限られてゐるわけではなくて、巧妙なあの手の手でもつていろいろなことを言つてくるわけですね。二〇%も今までからなかつた税金がかかるんだといふことになつたら、私は、将来の不安が今のような時代は大きいですから、またいろいろなことを始めるんじゃないかと、そのことの方が大変心配なんです。先生おっしゃつたようなことがございますから、私は、どうしても低額所得者に対する控除といふものは、小倉先生のおっしゃつたように税全体の整合性からいふといふ問題を持つてくるし、今度のような適用除外みたいなもので一部存続して改組といふような言葉を使つておられますけれども、あれを見てもまたいろいろな問題が起つてくると思ひますね。

ちよつと脱線しますけれども、電気・ガス税の値上げのときに福祉料金制度といふものを導入し

たわけです。いわゆる生活保護世帯とか特別な年金者に対しては窓口へ申告すれば安い料金でいいといふような制度を一度入れたことがあるんですけれども、そういう制度を使へる人ばかりじゃないんですね。せつかく制度ができて、それを使わぬ人にむしろそのマル優廃止の問題が集中的に及んでいくといふふうに思ひますので、こういう時代には将来に対する不安が物すごく大きいわけですから、税の整合性といふことからいへばいろいろ問題があるかもしれないけれども、そういう社会環境とか社会情勢といふものを考えても、私は、これを廃止するのは非常に過酷だし、後に問題を残すといふふうに思つております。

○志吉裕君 和田参考人、ちよつと一問お願いしますが、先ほど税率構造の問題に疑問を呈されましたが、それではないんです。課税最低限の話なんです。これ随分長いこと据え置きにもなつていたものから、我々は引き上げたらという意見を持つてゐる。

ただ、国際的に見て日本は高いんだ、そのことが発端になつて全体に税率が高いといふ税金が高いと、そういう説明で当局は据え置こうといふわけですが、生活費非課税は租税の大原則で憲法上の要請でもあるといふ立場で、果たして課税最低限といふその生活レベルが高いか低いのか、それでどのような暮らしができるかといふのは、単純な国際比較を見て高い低いと言つても意味がないんじゃないか。日本のそれだけのお金で国際諸国と比べて一体どれぐらいの生活ができるのかといふふうなそういう国際比較が必要なのではないか。それを一切捨象してしまつて、単純にアメリカが幾らでソビエトは幾らでフランスが幾ら、日本は高い、こういう論理は余り合理性がないんじゃないかといふふうに僕は考へるんですけれども、先生御所見ございしたら、そして今度の改定等で課税最低限の問題についても触れるべきであらうかといふこともあわせて御所見があればお伺ひしたいんですが。

○参考人(和田八束君) 課税最低限につきまして

ですが、今回の改正と具体的にかかわり合うところがあるかどうかはわかりませんが、お話のように、課税最低限につきましても基礎控除、それから配偶者、扶養控除といふふうないわゆる人的三控除といふものがございまして、この内容とあるいは水準につきましても種々議論があるところでありまして。

それで、人的三控除が果たして妥当な水準かどうかといふのはなかなか決着のつきにくい問題があるんじゃないかと思ひますが、そうした質的な問題を抜きにいたしまして、課税最低限といひますか、いわゆる所得控除といふものにつきましても、所得から所得控除を引きましたものが課税所得といふことになりまして、いわゆる税率に關係が出てくるわけでありまして、これが税率構造と両者相まつて所得に対する一定の税負担率といふものが構成されるわけでありまして、そういう面から見てもみなければならぬのではないかと思ひます。ですから、諸外国との比較といふことも必要ないわけじゃないんですけれども、税率構造ともかなりかかわり合ひがあるわけでありまして。

ですから、アメリカの税制改正などを見ますと、前回のレーガン改正では課税最低限をかなり引き上げて、そして税率構造の方はいわゆる簡素化といふことをやつてゐるわけでありまして、他方、一定の所得以上の層に対しては課税最低限の適用を停止するとか消失するといひますか、そうした装置もつくつてゐるようでありまして、そのようなことも税率あるいは税負担との關係の問題になつてくるわけでありまして、今後、そうした観点を取り入れて、実際の税負担が各層に対してどういふふうになるのかといふこととそれから課税最低限といふもののかかわりといふものを注目していく必要があるのではないか、こういうふうに思ひます。

それから、いわゆる配偶者特別控除でありますけれども、これにつきましては課税最低限と一部關係があるわけですが、余りこの制度が複雑

になるといふことを避けるとすれば、むしろ基礎控除なり扶養控除なりを引き上げるということとで課税最低限を引き上げて、余り特別控除という形で複雑にならない方が税制としてはいいのではないかといふふうな感想を持つておるところであります。

○志吉裕君 最後になりましたが、また神谷参考人、ちよつと金融サイドの人として御意見を拝聴したいんですが、いろいろありますが、結局、キャピタルゲインの全額課税をどうするかといふのが今後の税制改革の上で重要な柱になるだろう、またそのような議論も起きているわけでありまして、それに対しては、まずさまざまな所得の形態がある中で捕捉が面倒であるいはその体制が弱い、そのほかいろいろあるんでしようが、まことに

もつて民主国家の税務当局にあるまじき情けない話が出てくるんです。いささか逃げ口上の感もしいないわけでもないんですが、金融機関サイドから見ても、キャピタルゲインの捕捉といふものはできるといふふうにお考えかどうか、御所見があれば伺つておきたい。

○参考人(神谷健一君) ただいまのお話は主として株式などの有価証券にかかわる問題でございまして、私、銀行協会長の立場としてはこれは甚だお答えがしにくい問題でございまして。

しかし、一般論として申し上げれば、これは私の個人的見解になりますけれども、キャピタルゲインといふものは相当租税力のある所得である、税金を負担できる租税力のある所得であるといふことは事実だといふ感じがいたしてあります。それでございまして、これに対する課税のあり方、方法論を含めまして、やはり十分議論される余地はあるんじゃないかと。例えば、有価証券取引税との関連とか、どうやって捕捉するとか、あるいは課税の方法をどうするか、いろいろな面から具体的に総合的に検討するべき問題であるといふ認識は私個人としては持つてゐると、そこで勘弁していただきたいと思います。

○赤桐操君 神谷参考人に大変恐縮でござい

が、ちょっと伺いたいと思います。

先ほどのお話の中で、今貯蓄の全国の高が五百三兆円になっている、それで五百三兆円の中で銀行関係、民間銀行が四二・七％で四・四％のダウンとなっている、あと保険と郵貯である、こういうことでございますが、保険というのは民間保険を意味しておられると思いますけれども、しかし保険といつても、金融自由化の中で保険も貯金も一つにして新しい商品もできていることでございまして、この分野は今一つになってきていると言つてもいいんじゃないかと私は思つておつたんであります。

そこで、問題になるのは郵貯とこうした民間関係との関係だろつと思ふんです。これはまたいつも大変きくしくしてあるようでございましてけれども、これらについて、イコールフットイングになつておらぬ、こういうお話でございました。郵貯の場合は、郵政省がこれを持って運用しているわけではございません。この運用権というものは郵政省にはない。大蔵省の資金運用部に全部納入されて、大蔵省に権限がある。したがつて、運用の基盤というものは、これは民間の銀行や保険の關係とは全然違ふんだつというように私も認識いたしております。その運用の原則が、一方はそういうふうになつておりますし、民間の場合は自分の銀行なりあるいはまた会社なり窓口なりで集めた金をみづからの裁量でこれを運用することができ。そうすれば、例えばいろいろ新しい商品をつくるについても独自の発想で行うことができ。あるいはまたいろいろものを混合させたものをつくることもできるであらう。そういう運用に大変大きな幅があるし、本當のいわゆる金融自由化の中の基盤があるわけですね。競争原理の中で闘つていくだけの運用の基盤があると思ふんですね。そういう基盤の相違がこの二つにはあると思ふんですよ、率直に申し上げて。というように私は認識しておるわけでありまして、そうすると、これが運用の根本である基盤に相違がある以上は、これをフットイングさせるという

こと自体、これはできるだろうか。役割がおよそ相互に違ふのではないだろうか、こういうように実は私はかねがね考へておるんでありますけれども、神谷参考人にこの機会にお伺いをいたしておきたいと思つてございまして。

○参考人(神谷健一君) ただいまの御発言でございましてけれども、もともと郵便貯金というのは、発足の歴史からいいますと、少額貯蓄制度といふことで少額貯蓄を取り扱うという建前で発足してきたものでございまして。

〔委員長退席、理事梶原清君着席〕

それが現在、貯金五百兆のうち百兆を超えるような大きなスケールに伸びてきた。そして、郵貯は税務調査も受けられないといふことに對して、我々は源泉徴収義務もあるとか、いろいろな課税面の違いもあります。そのほか、例えば印紙税一つとっても、郵貯にはかからないけれども我々にはかかる。いろいろな差異がございまして。昨年五月の金問研の答申におきまして、これだけ郵貯がこういう形で肥大化していくのは官業による民業の圧迫である、やはりその点は是正するべきだといふような御意見もございまして、私としては、やはりこの自由経済のもとでは、金融機関といふものは同じ自由経済の原理で、私の申すイコールフットイングで仕事をやっていかなければどこかでひずみが出てくるんじゃないか、それが私の考え方でございます。

○和田教美君 まず、政府税調の小倉会長にお尋ねをいたします。

先ほどの御発言の中に、今度の改正案は緊急の問題を取り上げたんだけれども税調としての技術的見直しの考へ方は昨年十月の基本答申に出ておるといふことをおっしゃられて、また、間接税についても見直しを進める必要があるといふことをおっしゃいました。実はこの委員会でも、抜本改正の一環であるといふことを政府は盛んにおっしゃるんだけれども、それじゃ具体的に抜本改正の基本構想といふのはどういふことだと言つてさつぱり言わないわけでございますが、今の小倉

会長のお話だとやはり売上税に類するような、何といひますか、課税ベースの広い大型間接税をベースとした基本構想、これは変えないといふことなのか。

その辺が一つと、それから実際の政治情勢として、売上税が廃案になつたといふふうな情勢を踏まえて、そういうものをベースとした抜本改正といふものが近い将来今の国民の世論のもとで可能であるかどうかといふことについてどういふふうにお考へになつておられるか、その点をお聞きしたいわけでございます。

○参考人(小倉武一君) ただいまのお尋ねでございまして、税制について全体としての基本的な改正を行うといふ意味での抜本改正といふことであるならば、直接税である所得税、法人税のほか、間接税についてもやはり検討をしなければならぬといふのがまず一つ前提としていふことができます。全体の考へ方としてあるかと思ひます。

今回の所得税の減税も全貌が出たといふわけでもうもうないようでございます。また法人税につきましても、去年の十月の答申に沿つた趣旨のものとなつておらず、見送りという状態になつておりますが、所得税のさらに減税についてどう考へるかあるいは法人税について減税を新しくどう考へるかといふようなこととの関連におきまして、財源をどうするかという問題が当然起こつてまいりますので、その際はやはり間接税といふことになるかと思ひます。だから、間接税といふのは、何もそれだけが財源だといふわけではありせんけれども、一つの財源として検討の中にいるだらうと思ひます。

もう一つは、減税のほか、これからの財政再建をどう持つていくかといふことのために、やはり新しい財源といふことを税制上に求めるとすればやはり間接税といふことになる。そこで、これまでの間接税につきましては、これは諸先生方皆御承知のとおり、これまでの物品税を中心とするあるいは個別の税目にかかります間接税といふようなものもございまして、そういうものの延長線

の上ではちょっと考へにくいんではないかといふふうに、どうも私どものこれまでの勉強の結果うなつておりますので、これまでの間接税のあり方とは変わつた新しい案のものを考へるといふことになるかと思ひます。

〔理事梶原清君退席、委員長着席〕

そういたしますれば、これまでの経過を考えると、一般消費税とかあるいは売上税といふようなのが頭に浮かぶわけでありましてけれども、これはすべてうまくいかない、国会ないし国民の御了承を賜つていないといふことも片や考へなくちゃならないといふようなことになつておりますので、そういうことを踏まえた上でどう持つていくかといふことが今後の、我々と申しますか、政府ないし政府税制調査会の課題だと思ひます。それ以上、我々が持つていききたいあるいはどうしたいといふようなことはまだございせんので、今後の宿題であるといふことだけ申し上げるにとどまらざるを得ないといふわけでありまして。

○和田教美君 次に、主婦連の清水事務局長にお尋ねいたします。

先ほどのマル優廃止反対についての清水さんの御意見には全く賛成でございます。我々はもちろんマル優廃止絶対反対でございますけれども、先ほど御提案ございましたように、利子所得の問題について五年を経過した後に見直しを行うといふこと、しかも「必要に応じ」といふふうなところが非常にあいまいである。これは衆議院の修正の内容でございまして、そういう問題についても全くそのとおりと思つたので、その辺は我々もさらに修正できるように努力したいと思つております。

マル優の問題は既に大分出ましたので、この際別の問題をひとつお聞きしたいんですけれども、今回の改正案の配偶者特別控除の問題でございまして、これは、専業主婦の内助の功に報いるものだといふことで新設されて、私はいろいろな意見があ

それとも一つ、それに関連をしていわゆる二分二乗方式、先ほどの吉平田先生のお話だとそこまでいかなかったんだというお話でございましたけれども、この二分二乗方式について基本的にどう考えておられるか。一部にはこういうことをやるとかえって女性を家庭に縛りつけることになるよなという意見もあるようでございますが、基本的に主婦連としてどうお考えになつてゐるのか、お尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、働くという意識の問題なんですね。ですから、働くという意識が、働くべきけれども、私は個人的には、やっぱり女性もきちっと働いて税金を納めていく、そして自立していくというふうなことを家庭の中で夫とともにつくっていくという、そういうふうな時代に来ていると思うんですね。ですから、これは、現在に働きたい行きたくても行かない人とか、それから働

それから、二分二乗方式についても、これもいろいろ意見がありまして、私も今どちらが最も望ましいのかということとはよくわからないんですね。ですけれども、やはり配偶者特別控除の考え方と同じように、これからの将来を見たときの女性の社会的な地位というものは男と同じようにきちつと所得を得て、そして社会的な地位を持ち、そして税を払っていくというふうな、そういう自覚というものの基本が必要なんじゃないかというふうに私は思っているんです。

そこで、政府はなぜキャピタルゲインを非課税にしているのかということの理由にまず所得捕捉が不可能だということを挙げているわけですが、でも、例えば、アメリカのように個人のブライバシーを非常に極度に尊重する社会においても、社会保険番号などによって所得捕捉についてかなり実効を上げているというふうに聞いておるわけですから、

○参考人(和田八束君) お話のように、所得の正確な捕捉が難しいのでかえって不公平になるのではないかというふうに言われておりまして、シャープ勧告時にはキャピタルゲイン課税

それに対する具體的な方策といふのを私考えておるわけではないんですが、現在は利子課税等においても金融機関の窓口において源泉徴収が行われあるいは所得の捕捉がかなり行われているという現状からいきまして、証券関係が全然できないというふうには考えられないわけでありまして、やはり一定の証券取引という場で行われているわけでありますので全く不可能ということはあり得ないのではないかとということでありまして、この辺はもう少し税務行政的にも考える余地があるのではないかとということです。

これは正確な話ではありませんけれども、こうしたキャピタルゲインにつきましてもかなり正確に捕捉できるというふうなお話が証券業などにおいてもあるやに聞いておりますので、その辺のところはもう少し検討すべきところではないかというところで、キャピタルゲイン課税というものが税務行政上のサイドから不可能である、非常に不公平を助長するというふうなことを一概に言うというところについては大変疑問を持っているところでもあります。

○和田敦美君 全銀協の神谷会長にお尋ねをいた

先ほどから話が出ております土地の超短期つまり二年以内の転売、土地転がしを防止するための二年以内の超短期重課というのが今度の改正案に入っておるわけでございますけれども、これは私は一步前進だと思ふんです。異論も先ほど述べておられましたけれども。ただ、私いろいろ聞くと、不動産業者なんかの間には、いやそれであればとにかく超重課を逃れるために少し金融機関から金を借りてつなげばいいんだ、今の金余りの状況の中でそんなことは簡単にできるよなと言っている人もあるわけでございます。要するに、この問題は、実際に効果を上げるかどうかは金融機関の態度次第だという面がかなりあると思ふんです。

○参考人(神谷健一君) 最近、一部の新聞で私が政府の土地政策に反論しているというような記事もございましたけれども、決してそういうことではございませんので。

私ども金融機関といたしましては、過去數回にわたりまして、土地の融資につきましては厳正なる態度で処置していくよう、各金融機関挙げて自薦をするようという事で、特にこの七月には銀行協会の加盟銀行それぞれが、とにかく土地転がしのようない投機的な融資というのは一切取り上げない、それから土地の融資に関してはその土地の利用計画、それから取引の価格等を厳重にチェックして厳正に対処していくということでやってまいつてきているわけでございます。そういうことと

でございまして、今非常な努力をされているわけ
でございます。その結果だとは思いますが、この四
月一六月の土地関連の融資の増加額は一―三月に
比べて四割程度も減っている、恐らくこの七―九
月になりますと、ますます大きな減り方になつて
くるということでございます。

一番冒頭に先生からお話のありました超短期
の譲渡について重課税をかけるということにつ
いては、私どもとしても今の問題に妥当な処置であ
ると思っております。銀行といはしましては、
最初にある期間で融資した以上はそれをまた期間
を延ばしてくれと言つても、それは応じられない。
それからまた同時に、そのときに、利息を元金に
上乗せしてまた貸してくれと言つても、応じない
と。要するに、一度土地関係で融資した金が本来
の融資目的にちゃんと使われているかどうか確認
して、そういうものでなければ御返済いただくな
り何なり相当強硬な対策を講じていくという厳正
な態度でやつております。

○多田省吾君 小倉税調会長にお尋ねをいたしま
す。

シャープ税制以来しばらくたつて資産課税とい
うものが非常に後退をしました。今、有価証券の
配当等のキャピタルゲイン課税というものをどう
してもやらなければならぬ、総合課税化という
方向が私は必要かと存じます。

そういう意味で、問題は、やっぱり捕捉できる
かできないか。アメリカ等におきましては、社会
保障番号等によって九割近く捕捉している。です
から、捕捉はやろうと思えば問題ないんだ、こ
ういうのが今や常識化しつつあります。

このキャピタルゲイン課税、総合課税にしま
して、グリーンカードあるいは納税者番号等コン
ピューター化時代、また、国民皆保険国民皆年金
という時代におきまして、二十一世紀に向かう
という新しい時代におきまして、私は、捕捉でき
ないことはない、プライバシー問題も若干ありま
すけれども、それを乗り越えて、こういった資産
課税という問題は絶対に放置できない、このよう

に思いますが、この番号制を導入する問題につ
きましては、小倉税調会長はどのように思つてい
らっしゃいますか。

○参考人(小倉武一君) 今のキャピタルゲインの
課税問題につきましては、方向としては総合課税
の中に入れていく、これは長期的かといひますか、
最終的な目標としては認されるかといふふうに思
います。また、税制調査会でも大体そういうよう
な気分でおるんではないかといふふうに思いま
す。

ただ、問題は、根本的に、するかしないかとい
うことが一番大事なんです。やはり全くそれは反
対だといふ意見も大分ございまして、税制調査
会の中でもそういうのがございまして、

それはなぜかと申しますと、今度は把握とい
う問題になりました。今のお話のようなプライバ
シーの問題につながっていく。それは、何も普通
言われる人権問題ではなくて、所得といふこと
だつてプライバシーの範囲に入れて考へていける向
きもあるようございまして、そこはどうする
か。もう一つは、キャピタルロスはどうするか。こ
れはテクニカルな話で解決できない問題ではない
と思ひますが、その手当てをやはり同時に考へな
いと筋道が立たないといふようなこともございま
す。

今の番号制度の問題でございしますが、結局、や
るとすれば把握の問題になつて番号制といふこと
になるわけでございますけれども、だんだんと社
会保障制度が充実してまいるといふことになる
といふと、アメリカのように社会保障番号といふ
うなものも活用できるかといふようなこともござ
いまして、あるいはそのほかの、これまでの納税
上のいろんなデータもございまして、多分そうい
うものも役に立つので、新しくその番号制とい
ふに言わなくても年がたてば――年がたてばと
いうのは、そう何年も先といふことでなくて、指
折り数える程度の何年か先には把握ができる体制
がやろうとすれば税務当局はできるんじゃないか
といふふうにお思ひのです。ですから、キャピタル

ゲイン課税をすべきであるということが政治的に
お決まりになりますれば、これはできないとい
うわけではないと思ひます。

○多田省吾君 清水主婦連事務局長さんにお尋ね
したいんですが、私も、おっしゃる通りにマ
ル優待には絶対反対であり、また医療費控除も
足切り五万円を据え置くべしといふ考へでござ
います。また、所得税減税につきましても、最高税率
の部分を一〇％も引き下げるような金持ち優遇で
あり、今度の場合は五十万円以下の方は一〇・
五％のままで、最初の案の六十三年度から一〇・
五％のものを期待していた方々は大変がっかりし
ているわけでございますが、この所得税減税、
もつと大幅減税をやるべしといふ考へは賛成で
ございしますが、どの辺を減税したらよろしいのか、
お伺ひしたいと思ひます。

○参考人(清水橋子君) 金額については、なか
な私自身、税の中身をよく存じませんのであれ
ですけれども、先ほど申し上げましたように、十
年間で大体実質所得がマイナス〇・三とか〇・五と
かといふことでございまして、その辺の目減り
分が少なくとも上乗せされないと現在言われてい
るような金額では恐らく十年間の目減り分がカ
バーし切れないんじゃないか、一人一人の世帯に
振り分けましたときに、ですから、それでは、名
目上は減税になつても実質的には今までの目減り
を補てんしたといふことで、国民の中に減税の喜
びといふものは出てこないと思ひます。何かそ
の辺の数字の計算ができましたらしたいとい
ふ、そしてぜひ上乗せをしていただきたいとい
ふに思ひます。

野党の先生方はそれぞれの金額を具体的にお示
しになっておられますけれども、私は、野党の先
生方のお示しになっておられる少なくともそこら
までは必要じゃないかなといふふうに思つてお
ります。

○多田省吾君 最後になりますが、和田教授に土
地税制でお伺ひしたいんですが、私も、私も
も、大企業、大法人の遊休地等にはやはり土地増価

税といふものをかけて五年か十年で分離して納め
てもらふような方式をとり、また一定以下の規模
の個人住宅地の固定資産税等は据え置きあるいは
軽減すべきである、このように主張しているわけ
でございますが、先生のおっしゃる土地財産税、こ
れは保有コストを引き上げるんだあるいは含み資
産的な課税なんだといふ考へと私は同じような
ものだと思ひますが、もつと詳しくおつ
しやうと思ひます。

○参考人(和田八束君) いろいろな形態がござ
いまして、土地増価税といひますのは、概して開発
利益税といひますか、公共事業等による開発効果、
開発利益を吸収するといふようなことで従来言わ
れてきております。

それから、保有税につきましては、御承知のよ
うに地方税に固定資産税、都市計画税といふよう
なものがありまして、これも一定の目的なり効果
を持つていられるわけでございます。

それから、法人にかかわるいわゆる含み益課税
といひますか再評価益税といひますか、これはま
たそれ自体いろいろな問題を持つていられるわけ
でありますし、また個人に対する土地財産税といふこ
とになりますと、これは恒常的な税といふこと
ではなくて、むしろやぱり一時的、短期的な時限
的な税制といふことにならざるを得ないのではな
いかと思ひまして、保有といひましていろいろな
な形なり目的がございまして、

ここで私が何か具体的な結論なり構想を持つて
いるといふわけではないんですけれども、そうい
うふうないろいろな形態なり構想、目的なりある
わけでありまして、そうしたものの中から、
具体的に土地保有にかかわる利益といひますか、
そうしたものを吸収しながら土地の保有コストと
いふものを一定程度負担できるようなそうした税
制を何か現在考へないといひけないのではないかと
いふことを考へているといふことでございまして、

○多田省吾君 ありがとうございます。

○近藤忠孝君 まず、小倉参考人に質問いたしま

す。

先ほどから総合課税化についてのいろんな質問や御発言ございましたが、去年の十二月二十八日の毎日新聞の小倉会長に対するインタビュー詳細がありまます。それによりまして、小倉さんの発言として、「総合所得課税で累進制をとることを基本にするという考え方が変わってきた。そう簡単に気持ちを変えられんよ」と。お気持ちをお察し申し上げますけれども。

（委員長退席、理事梶原清君着席）

そこで、私の質問は、ずっと今まで税調としては総合課税だということを言ってきたのが、こう変わったわけですね。そこで、一体一律分離課税という方策は、いつ、どういう形で政府税調に持ち込まれ、そして従来の税調の議論との関係でどういう議論が聞かれたのか。そして、最終的に一律分離課税に対する各委員の賛否があったらうと思うんですが、それについての分布、個人個人なかなか言いづらいから、その分布がどうであったか、これを御説明いただきたいと思ひます。

というのは、ずっと来たものが変わってしまったんですから、国民にとってはなかなか納得のいかぬことなので、その辺をお話しいただければありがたいと思ひます。

○参考人（小倉武一君） 最終的に一律分離課税ということになりましたことはお話しのとおりでございますけれども、税制調査会の抜本的改正というところで昨年の十月の答申の中では必ずしも一律分離課税というふうな一つに結論を絞って行くことはできなかったわけですね。その十月の段階ではまだ幾つかの考え方があったわけでありまして、そのうちに自民党の方で税制調査会での御検討もあるというようなこともありまして、その自民党の税制調査会の御審議の様子なども途中で当然考慮されるということになりまして、結果的には一律分離課税ということに政府税調としてもなったということでございます。

したがって、その際には、もはや最終段階

でありまして、まあ税調としては三つばかりの考

え方があったわけでありまして、余り深く論ずることなく、自民党でそうおっしゃるならそれも一つの選択だろうというふうな程度でございますから、どなたがどういう意見であつてどなたがどういう意見でなかったか、数はどうだったというふうなことは記録にも載りませんし、また一々全体の方が見え述べられたということもございませんので、その数の分布その他についてはちよつとわかりかねると思ひます。

○近藤忠孝君 今の御発言でも、幾つかの意見があつて、十分論じ合ひ、煮詰め合つて、そして一つのところに行つたということではどうもならないように思ひます。

となりまして、これまた別の新聞記事によりまして、「会長辞めた」と。その辺の御不満があるんじゃないかなと、こう思ふんですが、もし差し支えなかつたらばお答えいただきたいと思ふんです。

○参考人（小倉武一君） 利子所得といふものは、これちよつと釈法になりますけれども、所得の中ではやっぱり相当大きな意味のあるもので、それをどう取り扱うかというところは、所得課税について総合所得累進課税をプリンシプルにするということと非常に関係がありまして、軽々に分離課税でよろしいというわけにもいかない性格のものであるというふうには存じております。

しかし、近ごろ金融資産については当然一律でよろしいんだ、総合課税といつてもいろいろ例外があつて現実は総合課税になつていないという点もございまして、これは別に、実際上そうなつていてるという点もございまして、したがって進課税にするんだというところでなくちやならぬというところもないという意見が最近税調の中でも出てまいつておるわけでありまして、以前はそういうことはありませんでしたけれども、だんだんとそういう意見も最近ございまして、何ということ、対立した意見があつて採決に近いようなこと

になった上でしたのではなくて、円満にそういう

ことになったというところでありますので、個人個人とすれば、総合累進というところで非常に大きな例外ということになりますので、本意の方も無論おられたと思ひますが、税制調査会としては正式には一本に決まつたということになっております。少数意見もございまして。

○近藤忠孝君 今までの議論がどうして最後に円満になったのかちよつと理解できませんが、それはよろしいでしょう。

次の質問は、貯蓄率が高いというお話がございました。これは小倉参考人、神谷参考人共通の質問になります。長期にわたつて安定的な経済体制あるいは成長と申しますかを維持するために、貯蓄、特に個人貯蓄の果たす役割が大きいんじゃないかと思ふんです。これが外国との比較で高い、多いと言われているんですが、アメリカは極端に低いと思ふんです。ヨーロッパ諸国とは、最近日本もずつと下がつてきていますから、そんなに差もなくなつていゝるんじゃないか。

そこで、高いということを描いてこのマル優廃止となりますと、もつと低めようということになるんだけれども、私は、これをこれ以上低めることが果たして日本の経済にとつて好ましいのか。そして、低ければいいとなつてアメリカ並みになつてしまひました。これ本当にいいんだらうか。その日暮らしというふうなことになるか。いますね、というふうなことにそれぞれお答えいただきたいと思ひます。

○参考人（小倉武一君） 貯蓄の問題につきましては、貯蓄率を下げた方がよろしいんだという意見ももちろんあるでしょうけれども、税制調査会では、貯蓄率は下げた方がいいんだというふうに必ずしも意見が一致して税の関係を考へるといふことではなかつたわけですね。貯蓄の奨励は奨励としてそれは結構なことだとか、あるいは必要なことであるということとはそれはそれとして、税制の上で優遇してまで貯蓄を奨励するということはこの際いかがなものか、こういうことでございます。

貯蓄の必要性なり奨励ということには必要ないとい

うことから発しているわけではございません。○参考人（神谷健一君） 私も、ただいまの小倉参考人の御意見と同じように、貯蓄の必要性が減つていゝるということはないと思ひます。むしろ、これから高齢化社会の到来を展覧いたしますと、自助努力の面からも貯蓄の必要性はあると思つております。

ただ、先ほどもお話ございましたけれども、税制と貯蓄率との相関関係というのはなかなか判断の難しいところでありまして、むしろ貯蓄率は国民性とか人口構成とかそういう面でもいろいろ数字が出てくるのじゃないかという面もございまして、今度の一律分離課税というものが必ずしも貯蓄にとつてマイナスの税制であるとは私は考えられていません。

（理事梶原清君退席、理事大浜芳栄君着席）○近藤忠孝君 続いて、神谷参考人ですが、全銀協は現在のマル優制度を支持してまいりましたね。いつごろから廃止に賛成することに変わったのか、その理由は何かのか。

そのことと関係しまして、元銀行局長であつた徳田さんがこう言つています。「マル優は「理論的」には制度上完全なものである」、「非課税貯蓄申告書はすべて税務署に提出されるので、税務署において分類整理して住民票と照合すれば、不正利用は全部摘発できる」、「本年に入つてから、本人確認はおおむね正確良好に履行されておる」、「金融機関にとつて非常に大きな負担となつていゝるマル優制度の事務がなくなるなど目の前のメリットにだけ惹かれて、国家の大計を誤るようなことがあつてはならない。」と言つておりますが、的確な指摘だと思ふんですが、率直な御感想をひとつお聞きしたいと思ひます。

○参考人（神谷健一君） 全国銀行協会といつたしましては、従来、広く国民の間に定着しておりましたマル優制度は維持していくべきだというのが、御指摘のとおり我々のスタンスでございます。しかし、現在国会で御審議をいただいている内容

を見ますと、所得税の減税とその恒久財源としてのマル優の改組でございまして、それがセットされて議論されてきている。そしてこれまでの国会の審議を通じて、所得税の減税は今緊急の課題である、しかしそのためにはやはり恒久財源も必要であるといった方向で国民の皆さんの御理解もどんどん進んでいるんじゃないか、それが私どもの感じてございまして。そういう前提に立ちますと、冒頭申し上げたように、この際マル優を改組するのであれば御提案の方向で妥当ではないかというのが私どものたぐいまの考え方でございます。

ただ、たぐいま御質問のありました一つ変わったのかという時点の問題でございましてけれども、国会での御審議を踏まえながら私どもとしては判断しているわけでございまして、いつ急に変わったかというようなことではない。むしろ年初来の検討の動きを見ながらこういうぐあいになつてきたというのが実情でございまして。

それから、先ほど徳田さんのお話でございましたけれども、とにかくマル優の口座というのは民間金融機関に何と全国では一億五千万もあるわけでございます。ですから、これは理論的に言えば、名寄せもしあるいはその日々の異動を管理することも理論的には可能だと思ひますけれども、現実にはそれをやろうと思ひますと、まことに膨大な事務負担もありコスト負担もあり、しかもそれだけやつて一〇〇%完全な管理ができるかということこれはまた非常に問題があるということでございます。で、やつぱり今完璧な制度があるかどうかについては私どもは疑問を持っているというのが現状でございます。

○近藤忠孝君 次は、清水参考人に質問しますが、先ほどの、不正利用者がいるからマル優廃止なんというところはそれは全く理由にならぬというお話は、私はまことにそのとおりだと思うんです。そこでもう一つ、不公平の問題としますとこういう問題がありますね。これは、どんな性格のお金であつても、一律二〇%天引きで払つてしまえ

ば後はまさに勝手放題、要するに、架空名義も自由で少し分散も自由というふうなことになる。これは脱税の温床になりやしないか。

それからもう一つは、そういう点ではこれとずつとやつてしまえば、相続税は少なくとも逃れようと思つたら逃れられる、貯金に関しては相続税をかけることが極めて困難なのではないか、そういう意味で私は、これは新しい不正への踏み込みだ、こう思ふんですが、消費者の立場からごらんになっていかうございしょうか。

○参考人(清水鳩子君) 先生のおっしゃるとおりだと思います。

この制度の今先生がおっしゃつたようないろいろなゆるうまみというものは、大多数の私たちの周りにいるような人間がうまみを甘受するのではなくて、やつぱり不正利用しているところうまみが甘受されて、そして大限度度枠以内で貧しく生活しているというが、普通に暮らしている者にとつては二〇%の新たな課税ということが残るだけで、うまみというものはどこからも発生しないと思ふんですね。ですから、いろんなこういう制度を見てまいりますと、高所得者に温かいというふうな印象をぬぐえないわけです。

それから、今神谷さんの方からお話がございましてけれども、完璧な管理ができないということなんですけれども、私はやる気ならできるんじゃないかと。それをやれないというふうなことは、やはりそういう一部の階層に対する温かみを裏に秘めているからそういうことを言うので、もうやろうと思へば本当に何でもやるのが政府だ、むしろやらなくてもいいものまで思ひ切つてやつていふなどという感じが私なんかいたします。

それから、郵便局とか銀行にお金を集めておりまして、もうほとんど名寄せもできていますし、個人の財産の管理というのは非常に厳密にされている。そんな簡単に今お金を預けられないのは去年の改正でそういうふうになってきているわけですから、せつかくそういう意味での厳密な制度が去年の改正で生まれているわけですから、それを

もう少し見守るということも大事なんじゃないかなというふうな思つております。

○近藤忠孝君 今の最後の部分は、神谷参考人の答弁に對し私が言おうと思つていたんですけれども参考人だから失礼と思つて申し上げませんでした、同じ参考人に言つていただいで大変ありがたいございまして。

そこで今度は、吉平田参考人、和田参考人共通の問題として、今度一律二〇%課税になりますね。

そうしますと、今まで総合課税なら利子所得であつても普通だったから税金からならないような階層も二〇%、それから最高税率の方も二〇%。この辺は、応能負担の原則、これは税の基本的な原則だと思ふんですが、これに反しやしないかという点です。

それから、今所得格差が広がっています。数字でも出ていますね。と同時に、資産格差の広がりがさらに強まっていますと、今の事態に對して一律二〇%となりまして、所得格差だけじゃない、資産格差が一層広がつていきやしないか、この点についてそれぞれお答えいただきたいと思ひます。

○参考人(吉平田勲君) 確かにそういう応能負担の観点からは問題があるということ、私も、現段階ですらやることがには賛成だけれども、将来、むしろ、先ほどの小倉先生の話とはちよつと逆になります、総合の方に持つていくべきだという考えを持っているというふうには先ほどお話ししたように思ひます。

○参考人(和田八東君) 利子課税の分離、一律分離なんですけれども、一律分離になりますとやつぱり応能的ではないということになるわけでありまして、そういう点で、仮に分離課税ということにするとすれば、かつて行われていたのは分離所得税プラス総合所得税といひますか、こうしたものも一つのやり方でありまして、利子課税そのものも特別な言い方ですが特殊な性格のものではないわけでありまして、仮にそういうことで一律課税するとすれば、総合課税を加味すると

いうことで、今後五年とは言わず、二年なり三年の早期に見直しを圖つて、そのような方向で検討されるべきではないかと思ひます。

○近藤忠孝君 最後に、和田参考人にもう一問ですが、先ほど課税最低限についてのお話でございました。これは先生の著書の中でも、人的控除部分とし、そして生活費を基準として設定されるべきだと。

この生活費は何を基準にすべきか、そういう基準を設定する理由についてお述べいただきたいと思ひます。

○参考人(和田八東君) ちよつと大きな問題でありますので一言で言えることではないわけですが、最低生活費の問題はやはり人的控除の中で考慮されるということは従来の考え方でありまして、現在においてもそのとおりだと思ひます。

ただ、最近の国民生活におきましては、単に、何といひますか、市場での消費だけではなくて、公的消費といひますか、公共部門からの供給というものもありまして、税の中には一部そうした公共部門からの生活資料の購入といひますかそうした面もあるということから考えれば、課税最低限の問題についてもそのような公共購入という面も考慮しなければならぬということだろうと思ひます。

○近藤忠孝君 終わります。

○栗林卓司君 民社党の栗林でございます。皆さんどうもありがとうございます。

小倉参考人に一言お尋ねをいたします。

所得税の税制改正の全貌につきましては、今回政府が提出しておりますのは差し迫つたものの一節でありますけれども、全体像は政府税調が昨年発表しました抜本答申に全部盛り込まれていて、それを踏まえた前の国会に出した税制改正案が言うならば今考へている抜本的な改正案に近いと、こういうお立場だろうと思ひます。

そこで、売上税を含めたこれまでの混乱を見てまいりますと、政府税調の答申を読んでもまいりまして、政府税調の議論そのもの

のがやはり拙速だったのではあるまいか。これは政府税調の責任じゃないと思います。中曾根さんの方から減税案だけ先にとにかくくれという注文もありますし、増減税を含めたトータルの議論ができるような環境にあつたかという点、必ずしもなかった。そういう意味ではきちんと議論が詰まる状態の中で政府税調の答申案ができ上がったことではないと思うんです。

〔理事大浜芳栄君退席、委員長着席〕

そこで、そうはいったって抜本的な改正案とすると行く行くは間接税を考えていかなければなりません。おっしゃいます、片方で間接税と言いながらもう片一方では利子課税の強化と言われます。何となく筋道が合わないんであります。それは先ほどお触れになりましたように支出税の立場に立つとして、では間接税の導入をするとして、それは利子課税を強化するといふのはいかにも理屈に合わないといふことになりまして、それはもうタックスミックスだからどうでもいいんだと言われてしまったのでは私どもとすると大変困ったことなものであります。したがって、こうした問題についても、もう一度御苦勞さんでありますけれども政府税調の方々にきちんと議論をし尽くしていただくことが一番必要なのではあるまいか。これは、先々間接税の導入が仮に必要であるとしても、それを国民の理解のテーブルに乗せていくためにも、政府税調の再びの議論をお願いするのが私は必要ではないかと常々感じておりましたので、この点につきまして御所見をお述べ願いたいと思います。

○参考人(小倉武一君) 先般の、昨年の十月の税制改革に関する答申、実質一年余りかかりまして、しかもその間、何回となく総会を開きあるいは部会を開き等々いたしましたし、また地方の公聴会なども数回催すということもございまして、審議が十分過ぎるというわけではありませんが、十分にした上での結論だったというふうに思います。したがって、中間答申自体は、必ずしも何とないままか、余り審議を十分しないであらうかとい

にまとめたというわけでもございません。ただし、あの中に盛り込まれていることは必ずしも最終的な結論を一本に絞っていくようなところもないところがございます。ましてちよつとおわかりにくい点もあつたかと思ひます。

しかし、いずれにしても、全体像というもののつきまして、政府の方では法案を提出をされましたのでそれが相当部分だめになったといふことでございまして、一部が今回の国会の御審議に付されているというわけでございます。で、今後政府でどういふふうに取り扱われるかは私存じませんけれども、お話のように、今後、やはり今までの経緯を踏まえますとある程度改めて根本から審議をしてみようといふような必要があるいはあるかと思ひますので、その点は今後の内閣がどういふふうにお考えになるか、また税調がどういふ組織になるかによつても違つてくると思ひますが、できるだけひとつ過ちを何度も繰り返すことのないような、過ちと言つては語弊がありますが、余り御迷惑をかけないようにひとつ慎重に処理する必要があるかと思ひます。

○栗林卓司君 神谷参考人にお尋ねいたします。お尋ねの内容はマル優廃止問題並びに利子の一律分離課税問題になりますが、ここに経済企画庁がつくりました「二〇〇〇年の日本」というパンフレットがあります。

これを見ますと、一体日本の貯蓄率はどうなるかと推定計算をやっているんです。中身を見ると、高齢化が成熟するに從つて日本の貯蓄率は下がるというのです。現在は三二%前後でありますけれども、これが二九・六%に下がるであらう。これは推計ですから、もちろんこうなるかどうかわかりません。ただ、こういう推計が片方である中で、税と貯蓄は関係ないよとおっしゃいましたが、とは言ふものの今回の二〇%一律分離課税というのは全く無関係なものとして見過ごしておいていいんだらうかといふことが一つです。

それからもう一つは、同僚委員からもたびたびお尋ねした問題でありますけれども、一律分離課

税になりますと、利子課税を回避するために高額資産家は恐らく証券市場に行くだろうと思ふんです。ところが、零細な資産家の方は行くに行けず、行こうとしても、それは清水参考人がおっしゃる通りに、まことに危険きわまりない道に行くだけであつて、そこにいてとにかく利子課税を負担するしかない。高額資産家の方は資産所得に転嫁をして利子課税を回避することができ。こゝうなりまして、低額資産家、低額所得者、いわば弱い者いじめだけにたつてしまふのではないかと思ふんですが、この点につきましては、吉平田参考人は先ほどマル優廃止問題についてはこれは給与所得とのバランスからいってそう反対ではないといふふうにおっしゃつたと思ふんですが、この点についてどうお考えになつておられるのか。結果としては弱い者いじめではないかという点について御意見を承りたいと思ひます。

また戻りまして、神谷参考人につきましては、とにかく貯蓄が下がるという想定の中で、利子課税あるいはマル優の廃止ということが、結果として銀行から証券への資金の流れも含めて、注意しておかなければいけない変化を惹起していくのではないかと、そんな感じがするんですが、この点についていかがでありましょうか。

○参考人(神谷健一君) まず最初の貯蓄率の関係でございますが、確かに日本は現在一六%ぐらゐ、これから高齢の時代になりますと貯蓄率は若干は下がっていく傾向にはあるのではないかと思つております。しかしながら、先ほどは税制と貯蓄率に關係がないと申し上げたんでなくて、その相關關係がどの程度強いものであるかについてはそれほど明らかでない、むしろ国民性とか人口構成の方の關係がかなり強いのではないかという意見があるといふことを申し上げたわけですが、今度の税制でどうして一律分離課税が貯蓄率にそんなマイナスの影響になるという判断が出るかといふところが私自身どうもよくわからないといふのが私の感じでございます。

かといふような御意見でございますけれども、従来マル優制度を活用されておられたのはむしろ高所得者が非常にこれをフルに利用されておられたといふ面で、今度の一律分離課税になることによつてむしろ高所得者が今まで得ていた利得が減る、そういう意味ではむしろ負担の公平の方にいくんではないかという感じを持っております。しかし、金をお持ちの方は、おっしゃるとおり、株とか金の方に行かれる傾向が若干あるかもしれないが、これはやはり元本保証のない投資でございまして、私、銀行協会の關係しております預貯金の範疇には入らない問題であります。これは投機であるだけにリスクもあるといふことだと存じます。

○参考人(吉平田勲君) 私、あるいは近藤委員に対する答え方でも不十分だったのかも知れませんが、課税を是認するといふことを話したわけですが、それは応能負担という観点からどうかと言つたわけですが、例へば公平という観点から考えますと、今のお答えともちよつと関連しますけれども、現在の課税されていらない不正利用の人の利子というものが金銭的には非常に大きい部分がある、これに第一次的にまず課税をするといふことが意味があるといふふうに考えておりました。そしてそれを実現した後でこの応能負担にもそつとつたような総合課税の方向に向かつたらと、こういうふうを考えているわけですが。

○野末陳平君 きようはどうも参考になる御意見ありがとうございます。所得税法のこの改正案に直接關係はないんですけれども、吉平田先生とそれから和田先生のお二人に間接税のことでお伺ひしたいと思ひます。直間比率の是正も含めていいんですけれども、これから間接税が果たして必要かどうかといふところで率直な御意見を伺ひたいんです。もしだめであるならばそれはどういふ理由でだめとおっしゃるのか、それから必要だといふ御意見

であればどういふ形の間接税が日本の風土に合うのかという日本人に向くのかといひますか、製造段階の課税というような形なのか、これはいゝば物品税の拡大みたいなものですけれども、それとも、あるいはこの間もめました売上税の基本になつてゐる日本型付加価値税がいいか、あるいはアメリカのような未端の小売段階のセールスタックスのようなものかといふのいろいろあると思ひますので、その辺で先生方お二人の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(吉田田助君) 間接税についての意見を言へといふことでございすが、私、本来は公平の観点からやはり直接税を中心に構成すべきだと思ひますけれども、現在の我が国の課税の状況から見ますと、所得、消費、資産という観点から、所得から貯蓄を抜けば消費になるわけですから、所得、やはり消費課税といふのが不十分だ、消費課税が特に不十分な点は物よりもサービスだと。そういうことをいろいろ考へてきますと、私は、将来は課税範囲の広い間接税、まああつさり言ひますと付加価値税が必要だと思つておられます。

最近付加価値税について非常に興味のある提案がされております。それはカナダの税制がそうであり、レスター・サローが「財政赤字」といふ本で紹介してゐるんですけれども、要するに、付加価値税の定額を所得税額から控除する。レスター・サローはかなり細かくそのことを述べておりまして、定額の三百七十五ドルという税額控除、これは一五%の付加価値税を想定しておりますけれども、そうしますと四大家族で千五百ドルの税額控除になるんですが、それは一万ドルの消費をしたときの税率相当額なんです。一万ドルの消費をしたときには、千五百ドル引きますと税金がゼロになります。四大家族で一万ドルよりも多い消費をしますと若干の納付になります。二万ドルで七・五%、五万ドルで二・二%ぐらいの負担になるんです。そうしますと、一番問題である逆進性という問題がなくなるわけございまして、しかもこの税額控除は納めた付加価値税を引くというん

じやなくて、三百七十五ドルと決めてしまつて引きますので、源泉徴収段階でも初めから所得税から引いてしまふということも可能だといふふうに見られますので、私は、ぜひこの次の検討の際にはそういうことも含めましてやはり付加価値税が検討の必要があるんじゃないかと、こういうふうと思つております。

○参考人(和田八東君) 私は直接税中心の税制を支持いたしますので、間接税につきましてもいはゆる補完税といひますが、そうした形で整備していくべきであらうといふふうに考へております。直間比率という問題につきましてもいろいろありまして、具体性という点につきましてもはや欠けるところがあつて、例えば法人税をどう見るかといふふうな問題もあつて、これだけで判断することはできないわけでありまして、私は、補完税としての間接税といふことで言へば、現行の個別消費税を改良改善していくといふことで対応できるのではないかと。特にサービス業あるいはサービス課税につきましても、個別消費税的なタイプで可能な分野といふものがあるといふふうに見てゐるわけでありまして、昨今の大型間接税の諸議論を見ましても、我が国の国民性といひますか、歴史性といひますか、そうした面から見てヨーロッパと違ふ土壤があるような感じがいたしますので、そういう点を十分に考へしていかなければ税制の問題についてもいけないのではないかと、こういうふうな印象を持っております。

○野末陳平君 ありがとうございます。それから、もう一問なんですけれども、これは土地税制に関係してくるんですが、固定資産税の問題ですね。先ほど和田先生が保有コストとおつしやいましたが、その中に固定資産税も含まれてゐるのかどうかとちよつとわからなかつたんですが、その補足の御意見と同時に、固定資産税といふものは今後どういふふうにあるべきなのか。ただでさへ、地価といふ場合にもいろんな数字が出てきて、固定資産税は実勢から見ればかなり低いところと評価されてゐるわけですが、これを、

それでも高いもつと下げよとか、あるいはいやこれは本来高くするべきものであるとか、學者先生の中でもいろんな意見があるようですよ。ですから、そういうことも含めまして固定資産税を今後どういふふうにするか、その辺、ひとつ専門家の御意見をお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(吉田田助君) 固定資産税の引き上げといふ問題ですけれども、これ単純にいかないやうな気がいたします。というのは、固定資産税は所有してゐる土地、家屋にかかるわけですから、最近の評価のやり方は、売買実例価額といふことで譲渡があつた価格を基準にして評価額にするといふことから、例えば年金生活者とかいふような方は周辺が上がつたために固定資産税が非常に上がるという問題がございまして、それで今土地税制の観点から保有税を上げて吐き出させるという格好で、これは本来は例の近郊農地課税の問題と絡んでゐるやうに思ひます。したがひまして、私は、ある意味で農地の関係の課税といふのは別に引き上げる方を考へていひたいと思ひますけれども、そういう住宅地の課税といふかあるいは事務所用地の課税等を含めまして、要するに、売買実例価額が上がるからそれに従つて直ちに上げていくといふことは、慎重といひますか、むしろそうやるべきではないんじゃないかならうか。そちらはそちらで現在の二分の一とか二百平米以下四分の一とかいふ制度がございまして、そういうことをもつと考へないといひないのではなからうか。アメリカでは、財産税については所得に應じましてゼロから一割納める、二割納めるというサキットブレーカーという制度があつて、人税化をしてゐるといふふう聞いておりますけれども、そういうことも考へるべきではないか、こういうことを思つております。

○参考人(和田八東君) 私も今の吉田田助さんの御意見とちよつと違ふわけじゃないんですけれども、固定資産税の評価額につきましても、これを政策的に抑えて時価との格差を広げるといふことは好ましくないといふふうに考へます。やはり評価額は

引き上げる、時価に近づけるといふことが必要だろつと思ひます。ただ、問題は税率でありまして、税率につきましては必ずしも標準税率に全国的に固執することはないわけでありまして、もう少し弾力的にするあるいは用途別に不均一課税をするといふやうなことを、地方税でありますのでもう少し地域の実態に應じて弾力的に運用するといふふうな制度を改める、これは地方債の起債の問題とも絡むわけですから、考へるべきではないか。あるいは、これとの関係で都市計画税につきましても税率については、なおさら弾力的に運用すべきではないか。

それから、居住用の特別の措置につきましては、現在二分の一、四分の一といふ二百平米以内についての特別な措置があるわけでありましてけれども、これも制度ができてからや時間がつたてておりますので、地価上昇の実態に應じて見直して、居住用の資産について特別に過大に負担が上昇するといふことについては一定の考慮をすべきではないかならうかといふふうに思ひます。

○野末陳平君 ありがとうございます。○委員長(村上正邦君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人の方々は、御多忙のところ御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございます。おかげで真摯な議論ができました。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。本日はこれにて散会いたします。午後零時四十五分散会

九月十日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は九月九日)
一、抵当証券業の規制等に関する法律案